

重要事項説明書

〈令和6年12月1日以降変更分〉

(介護老人福祉施設サービス)

入所サービスの提供開始にあたり、厚生省令第39号第4条に基づいて、当事業者が説明すべき事項は次のとおりです。

1 事業者

法人の名称	社会福祉法人 清修会
法人の所在地	〒493-0005 愛知県一宮市木曾川町里小牧字笹原 148 番地
法人種別	社会福祉法人
代表者氏名	理事長 田中秀雄
電話番号	0586-87-0010
ホームページ	http://www.seisyukai.com

2 ご利用施設

施設の名称	介護老人福祉施設 サンリバー
施設の所在地	〒493-0005 愛知県一宮市木曾川町里小牧字笹原 148 番地
施設長名	施設長 田中由起
電話番号	0586-87-0010
メールアドレス	seisyukai@circus.ocn.ne.jp

3 ご利用施設であわせて実施する事業

事業の種類		一宮市の事業者番号		利用 定数	指定基準該当 サービス指定
		指定年月 日	指定番号		
居宅	通所介護	H15.3.28	2375400112	25人	指定
	介護予防通所介護相当サービス	H30.4.1			
居宅	短期入所生活介護事業	H15.3.28	2375400096	10人	指定
	介護予防短期入所生活介護	H30.4.1			
居宅	居宅介護支援事業	H15.3.28	2375400104		指定

4 事業の目的と運営の方針

事業の目的	この事業は、社会福祉法人清修会が開設する介
-------	-----------------------

	<p>護老人福祉施設サンリバーの適正な運営を確保するために、人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の管理者、事務長、生活相談員、看護・介護職員、機能訓練職員、介護支援専門員、管理栄養士（以下「主な職員等」という。）が要介護状態にある高齢者に対し、適正な看護・介護サービス等を提供することを目的とする。</p>
施設運営の方針	<p>当施設にあっては、事業所の主な職員等は、要介護者等の心身の特性を踏まえて、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、必要な日常生活上の世話及び機能訓練の援助を行なうことにより、利用者の社会的孤立感の解消及び心身機能の維持並びに利用者の家族の身体的、精神的負担の軽減を図る。</p>

5 施設の概要

敷地面積		2,368.00 m ²
建物	構造	鉄筋コンクリート造4階建（耐火建築）一部ペントハウス（PH）
	延べ床面積	3,294.88 m ²
	利用定員	80名

(1) 居室

居室の種類	室数	面積	1人あたり面積
1人部屋	24室	10.75 m ²	10.75 m ²
3人部屋	16室	32.11 m ²	10.70 m ²
4人部屋	2室	43.03 m ²	10.75 m ²

(注) 1 併設短期入所生活介護10名を除く

(注) 2 指定基準は、居室1人当たり10.65 m²

(2) 主な設備

設備の種類	数	面積	1人あたりの面積
食堂兼談話室	6室	534.69 m ²	6.68 m ²
多目的ホール 機能回復訓練室	1室	143.23 m ²	1.79 m ²
一般浴室	1室	40.23 m ²	
特殊浴室	1室	36.38 m ²	

一般浴室	1室	56.70 m ²	
特殊機械浴槽	3台		
医務・静養室/理美容室	各1室	23.62 m ²	

6 職員体制（主たる職員）

従業者の職種	員数（常勤換算）	事業者の指定基準	保有資格
施設長	1人	1人	施設長講習
生活相談員	1人以上	1人	社会福祉主事等
介護職員	27人以上	27人	介護福祉士等
看護職員	3人以上	3人	看護師等
機能訓練指導員	1人以上	1人	マッサージ師
介護支援専門員	1人以上	1人	介護福祉士
医師	1人以上	必要数	医師免許
栄養士	1人以上	1人	管理栄養士資格
調理員	必要数	必要数	調理師等

7 職員の勤務体制

従業者の職種	勤務体制	休日
施設長	正規の勤務時間帯（8：30～17：15）常勤で勤務	4週8休
生活相談員	正規の勤務時間帯（8：30～17：15）常勤で勤務	4週8休
介護職員	<ul style="list-style-type: none"> ・早番（7：00～15：45） 日勤（8：30～17：15） 遅番（11：15～20：00） 夜勤（16：30～9：00） ・夜間時間帯（17：00～9：00）を含む時間帯においては職員1名分を増員してお世話にあたります。 	4週8休
看護職員	<ul style="list-style-type: none"> ・正規の勤務時間帯（8：30～17：15）、原則として2名体制で勤務します。 ・夜間については、ドクターメイト㈱と契約し夜間オンコール代行サービス（17：30～8：00）により看護師又は医師に連絡相談します。 	4週8休
機能訓練指導員	週5日（月～金曜日）、8：30～17：15まで勤務	4週8休
介護支援専門員	介護職員と兼任で勤務割表に準じて勤務します。	4週8休

医 師	月 3 回勤務します。	
栄養士 (管理)	正規の勤務時間帯 (8 : 3 0 ~ 1 7 : 1 5 常勤で勤務)	4 週 8 休

(注) 上記の職員数は、常勤あるいは常勤換算をしたものです。
 なお、勤務の関係上勤務時間が変わる場合がございます。

8 施設サービスの概要

(1) 介護保険給付サービス

種 類	内 容
食 事	<ul style="list-style-type: none"> ・管理栄養士の立てる献立表により、適時適温を基本に栄養と利用者様の身体状況に配慮したバラエティに富んだ食事を提供します。 ・利用者様の栄養状態を適切にアセスメントし、その状況に応じて多職種協働により栄養ケアに取り組む、栄養ケアマネジメントの実践に努めます。 ・心身の病状等に応じて疾患治療の療養食を提供します。 (食事時間) 朝食 7 : 3 0 ~ 8 : 3 0 昼食 1 1 : 1 5 ~ 1 2 : 1 5 夕食 1 7 : 3 0 ~ 1 8 : 3 0
排 泄	<ul style="list-style-type: none"> ・入所者の状況に応じて適切な排泄介助を行うと共に、排泄の自立についても適切な援助を行います。
入 浴	<ul style="list-style-type: none"> ・週 2 回以上の入浴または清拭を行います。 ・寝たきり等で座位のとれない方は、機械を用いての入浴も可能です。
離床、着替え 整容等	<ul style="list-style-type: none"> ・寝たきり防止のため、出来る限り離床に配慮します。 ・日常生活のサービスとして、毎朝夕の着替え、整容、食後の口腔ケアを行うよう配慮します。 ・個人としての尊厳に配慮し、適切な整容が行われるよう援助をします。 ・シーツ交換は、週 2 回、寝具の交換は、年 2 回実施します。
機能訓練	<ul style="list-style-type: none"> ・機能訓練指導員 (所有資格マッサージ師) による入所者の状況に適合した機能訓練を行い、身体機能の低下を防止するようつとめます。 ・当施設の保有するリハビリ器具 移動式平行棒

	<p>マット訓練台 歩行用訓練階段</p>
健康管理	<ul style="list-style-type: none"> ・ 嘱託医師により月 3 回の往診日を設定して健康管理に努めます。その他必要時は嘱託医師のもとへ受診を行います。 ・ また、緊急等必要な場合には主治医あるいは協力医療機関等に責任をもって引継ぎます。 ・ 入所者が外部の医療機関に通院する場合は、その介添えについてできるだけ配慮します。 <p>(当施設の嘱託医師)</p> <p>氏 名：松原 俊樹 (松原クリニック)</p> <p>住 所：一宮市木曾川町里小牧字東蒲原 1 5 番地</p> <p>電 話：0 5 8 6 - 8 4 - 1 5 5 1</p> <p>診療科：内科</p> <p>診察日：毎週 火 曜日 (月 3 回) 1 3 : 3 0 ~ 1 5 : 3 0</p>
口腔機能の維持管理	<p>歯科医師又は歯科衛生士の技術的助言及び指導に基づき入所者の口腔ケアマネジメントを作成し、その提供を行います。</p> <p>(当施設の協力歯科医師)</p> <p>氏 名：葛谷 幹雄 (くずや歯科)</p> <p>診察日：毎週 土 曜日 午後</p> <p>衛生指導日：各週 水 曜日</p> <p>1 3 : 0 0 ~ 1 5 : 0 0</p>
相談及び援助	<ul style="list-style-type: none"> ・ 当施設は、入所者およびそのご家族からのいかなる相談についても誠意をもって応じ、可能な限り必要な援助を行うよう努めます。 <p>(相談窓口) 生活相談員 堀野貴之</p>
社会生活上の便宜	<ul style="list-style-type: none"> ・ 当施設では、必要な教養娯楽設備を整えるとともに、施設での生活を実りあるものとするため、適宜レクリエーション行事を企画します。 ・ 主な娯楽設備 クラブ活動 (工作等の趣味活動)、喫茶コーナー (随時) ・ 主なレクリエーション行事 別添の施設行事計画のとおり ・ 行政機関に対する手続きが必要な場合は利用者様及びご家族様の状況によりご依頼頂いた場合、代行いたします。

<p>虐待の防止のための措置に関する事項</p>	<p>当施設では、利用者様の人権の擁護、虐待の防止等の観点から、虐待の発生、再発を防止するため、次の措置を講じます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・虐待の防止に関する担当者及び高齢者虐待防止及び事故対策委員会の設置 ・虐待の防止に関する指針の整備 ・虐待の防止に関する定期的な職員研修の実施 ・職員及び養護者による虐待発生時の通報義務 ・虐待の発生が疑われる場合でも上記と同様の対応
<p>身体拘束廃止の廃止及び事故の防止の措置に関する事項</p>	<p>当施設では、提供するサービスにおいて人間としての尊厳を冒す身体拘束を廃止し、安全や安心な生活を阻害する事故を防止していくため、次の措置を講じます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・身体拘束廃止及び事故対策に関する担当者及び高齢者虐待防止及び事故対策委員会の設置 ・身体拘束廃止及び事故防止のための指針の整備 ・身体拘束廃止及び事故防止に関する定期的な職員研修の実施
<p>感染症、食中毒の予防及び蔓延防止の措置に関する事項</p>	<p>当施設では、利用者様の安全管理の観点から、各種感染症及び食中毒を予防、蔓延の防止に努めるため、次の措置を講じます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・感染症、食中毒の予防及び蔓延防止に関する担当者及び医療・感染対策委員会の設置 ・感染症、食中毒の予防及び蔓延防止のための指針の整備 ・感染症、食中毒の予防及び蔓延防止に関する定期的な職員研修の実施
<p>事故発生時の対応に関する事項</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・当施設では、利用者様へのサービス提供中に事故が発生した場合、速やかに関係機関並びにご家族様等に連絡を行うとともに、利用者様へ必要な措置を講じます。 ・事故の状況及び事故に際して採った処置の内容を記録いたします。 ・万が一の利用者様の損害に備えて損害賠償保険に加入しております。但し、当施設に故意過失がない場合はこの限りではありません。
<p>業務継続計画（BCP）に関する事項</p>	<p>当施設では、安定した施設運営を継続する観点から、災害及び感染症対策において業務継続計画（BCP）を策定し、次の措置を講じます。</p>

	<p>策定日：令和6年4月1日</p> <ul style="list-style-type: none"> ・BCPの適切な遂行を行う委員会の設置 ・BCPに基づく定期的な訓練及び研修 ・BCPの定期的な見直し、周知活動
<p>利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討することに関する事項</p>	<p>当施設では、利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するため、次の措置を講じます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・上記に関する検討を行う業務改善委員会の設置 ・上記に関する継続的な業務改善の検討、研修の実施 ・上記に関する業務改善内容の普及、周知

(2) 介護保険給付外サービス

サービスの種別	内 容
理髪・美容	<ul style="list-style-type: none"> ・毎月地元理髪店・美容室の出張による理髪サービスを利用いただけます。
日常生活品の購入代行	<ul style="list-style-type: none"> ・利用者様及びご家族様が自ら購入が困難である場合は、施設の購入代行サービスをご利用いただけます。 (申込先：事務員及び生活相談員)
事務管理	<p>自らの手による事務管理及び金銭管理が困難な場合は、事務管理サービスをご利用いただけます。詳細は、次のとおりです。</p> <p>管理する金銭等の形態：指定する金融機関の預金通帳に預け入れているものを施設で管理します。</p> <p>お預かりするもの：上記預金通帳と通帳印 (原則として、1つ)</p> <p>保管場所：通帳は、金融機関の貸し金庫 印鑑は、事務室大金庫</p> <p>保管管理者：施設長が責任をもって管理します。</p> <p>出納方法：別添「預かり金等の保管要綱」のとおり。</p> <p>管理内容： <ul style="list-style-type: none"> ・通帳保管管理費用、医療費及び施設サービス費及び日用品等の立替手数料等 ・介護保険法等に基づく市町村への利用継続に必要な手続き等 </p>

9 利用料 (別紙利用料金を参照)

(1) 法定給付

区 分	利 用 料
法定代理受領の場合	介護報酬の告示上の額（別紙利用料金表による）
法定代理受領でない場合	介護報酬の告示上の額（別紙利用料金表による） 施設介護サービスの基準額に同じ

(2) 法定外給付

区 分	利 用 料
食費	・ 1, 6 0 0 円（1日あたり）
居住費 (令和6年8月以降)	・ 多床室（3人・4人部屋） 9 1 5 円（1日あたり） ・ 従来型個室 1, 2 3 1 円（1日あたり）

(注) 居住費及び食費については、介護保険負担限度額の認定を受けている場合、その認定証に記載された金額が1日あたりの費用となります。

(3) 入所者の選定により提供するもの

区 分	利 用 料
居室保持費	・ ご希望により入院等で不在の場合、所定の費用を徴収することで概ね最長3ヶ月間居室保持ができます。
特別な食事	・ 行事食（敬老会、夏祭り、バイキング食等） 1, 6 5 0 円（1回あたり）
理美容サービス	・ 理美容サービス 実費 他、メニュー表を参照
事務管理サービス	・ 事務管理費 月額2, 0 0 0 円（貸金庫保管管理手数料、収支報告書の作成費、各種行政手続代行手数料等）
日常生活品の購入代行サービス	・ 購入依頼のあった品物を購入するのに要した金額の実費
日常生活に要する費用で本人に負担いただくことが適当であるもの	・ 喫茶コーナー利用代金 ・ 電気利用代金（別紙申込書） ・ 日常生活品の購入代金 ・ レクリエーション費用 ・ クラブ活動費用 ・ 提供記録等の謄写費用（謄写1枚あたり10円）

(注) 居室保持費は介護保険負担限度額の認定を受けている場合、不在後7日目以降も記載された金額が1日あたりの維持費用となります。
尚、第1段階に該当される場合の居室保持費は第2段階の費用を適用させていただきます。

10 苦情等申立先

苦情相談窓口	窓口担当者 生活相談員 ご利用時間 月～金 8：30～17：15
--------	-------------------------------------

	連絡先電話 0586-87-0010
苦情相談責任者	苦情責任者 施設長 田中 由起 ご利用時間 月～金 8:30～17:15 連絡先電話 0586-87-0010
第三者委員	後藤 正勝 電話 0586-87-4384 櫻井 善雄 電話 0587-32-7523
市町村	一宮市役所 介護保険課 連絡先電話 0586-85-7017 ご利用時間 月～金（祝日除く）8:30～17:15 その他市町村 連絡先電話
国保連	愛知県国民健康保険団体連合会 介護保険課 苦情相談室 電話 052-971-4165 ご利用時間 月～金（祝日除く）9:00～17:00

1.1 協力医療機関

(1)

医療機関の名称	一宮市立木曾川市民病院
所在地	一宮市木曾川町黒田字北野黒 165 番地
電話番号	0586-86-2173
診療科	内科、外科、整形外科
救急指定の有無	有
契約の概要	当施設と木曾川市民病院とは、入所者に病状の急変があった場合、緊急に入院治療できます。

(2)

医療機関の名称	松波総合病院
所在地	岐阜県羽島郡笠松町田代 185-1
電話番号	058-388-0111
診療科	内科、外科、整形外科、循環器科、呼吸器科等
救急指定の有無	有
契約の概要	当施設と松波総合病院とは、入所者に病状の急変があった場合、緊急に入院治療できます。

1.2 医療連携協力医療機関

(1)

医療機関の名称	社会医療法人杏嶺会 一宮西病院
所在地	一宮市開明平1番地
電話番号	0586-48-0077
診療科	内科、外科、その他の診療科目等
救急指定の有無	有
契約の概要	次の事項における協力医療機関の24時間対応体制の確保 <ul style="list-style-type: none"> ・入所者の病状が急変した場合等における相談対応 ・当施設の診療の求めがあった場合における診療対応 ・入所者の症状に急変は生じた場合等において入院を要すると認められた入所者の受入れ

(2)

医療機関の名称	社会医療法人杏嶺会 上林記念病院
所在地	一宮市奥町字下口西89-1
電話番号	0586-61-0110
診療科	精神診療科、その他の診療科目等
救急指定の有無	有
契約の概要	次の事項における協力医療機関の24時間対応体制の確保 <ul style="list-style-type: none"> ・入所者の病状が急変した場合等における相談対応 ・当施設の診療の求めがあった場合における診療対応 ・入所者の症状に急変は生じた場合等において入院を要すると認められた入所者の受入れ

1.3 協力歯科医療機関

名称	医療法人 くずや歯科
院長名	葛谷幹雄
所在地	一宮市木曾川町玉ノ井字寿東149番地1
電話番号	0586-86-6311

1.4 非常災害時の対策

非常時の対応	別途定める「消防計画」・「非常災害対策計画」・「避難確保計画」に則り適切に対応します。
--------	---

近隣との協力関係	地域自治会と必要に応じて協議の場を設けます。近隣防災協定を締結し、非常時の相互の応援を約束しています。			
平常時の訓練等 防災設備	別途定める「消防計画」・「非常災害対策計画」・「避難確保計画」に則り定期的な夜間および昼間を想定した避難訓練を、入所者の方も参加して実施します。			
	設備名称	個数等	設備名称	あり
	スプリンクラー	あり	防火扉・シャッター	あり
	非難階段	1 個所	屋内消火栓	あり
	自動火災報知機	あり	非常通報装置	あり
	誘導灯	あり	漏電火災報知機	あり
	ガス漏れ報知機	あり	非常用電源	あり
	カーテン布団等は防煙性能のあるものを使用しております。			
消防計画	消防署への届出日：平成18年1月18日 防火管理者：堀野 貴之			
非常災害対策計画	策定日：令和元年6月1日 地震等の大規模災害に関する当施設の対策計画			
避難確保計画	一宮市への提出日：令和4年8月31日 一宮市ハザードマップ（令和3年度改訂）により洪水浸水区域、家屋倒壊等氾濫想定区域に該当			

15 当施設ご利用の際に留意いただく事項

来訪・面会	来訪者は、面会方法を遵守し、必ずその都度職員に届出てください。また、来訪者名簿（面会簿）に記入して下さい。来訪者が宿泊される場合には必ず許可を得てください。身元引受人欄に署名のない方の面会は身元引受人様に確認させていただきます。
外出・外泊	外泊・外出の際には必ず行き先と帰宅時間を事前に職員に申出てください。
嘱託医師以外の医療機関への受診	専門医との継続的な診療の有無等、状況に応じた必要性を確認のうえ適切に対応します。
居室・設備・	事業所内の設備、備品、器具等は本来の用法に従いご利用

備品等の利用	下さい。これに反し、悪質と判断される利用により破壊等が生じた場合は、賠償していただくことがございます。
迷惑行為等	騒音、危険行為等の他の利用者の迷惑となる行為はご遠慮願います。発見した場合は、利用の中断、中止を勧告する場合がございます。喫煙は屋外、飲酒はできません。
所持品の管理	施設において台帳をつくり管理します。
現金等の管理	施設において台帳をつくり管理します。
宗教・政治活動等	事業所内での宗教、政治活動及び営業（金銭的利益不利益を生む行為）活動、その他勧誘行為は一切ご遠慮願います。これに反した場合は、上記と同様に他の利用者への迷惑行為と判断させていただきます。
持ち込み行為	ペット等の飼育動物の持ち込み、また、他の利用者の関心をひく、上記勧誘行為に該当しそうな物品の持ち込みはご遠慮願います。
第三者評価の実施の有無	当施設では、第三者評価の受検は実施しておりません。
ハラスメント行為に対する対応	利用者様及びそのご家族様等から以下のハラスメント行為が確認された場合は、契約解除、損害賠償請求も含めて厳正に対応いたします。 殴る、蹴る、抓る等の暴力行為 「死ね」「役立たず」等の尊厳を傷つけるような暴言行為 怒鳴る、反社会勢力等との関わりを示す、恐怖心を与える等の威嚇行為 必要もなく手や腕を触る、抱きしめる、性的な言動等のセクシャルハラスメント行為 契約内容以外の労力、介護保険制度から逸脱するサービス提供を求める等の過度な要求行為 施設、職員の許可のない撮影行為、撮影映像のSNS上への無断投稿、第三者への公開行為、執拗に職員等関係者の連絡先等の個人情報を探る等のプライバシー侵害行為 上記に類する著しく信頼関係を破壊する一切の行為
利用の中止、中断	上記、迷惑行為等及び当該重要事項を記した文書並び当該契約行為を違反する行為については、利用の中止及び中断を勧告する場合がございます。また、利用者様及びご家族様からのハラスメント行為についても同様とさせていただきます。

私は、本書面に基づいて、乙の担当職員である生活相談員から上記重要な事項の説明を受けたことを確認し同意いたします。

令和_____年_____月_____日

利用者 住所_____

氏名_____

私は、本人が要介護状態等により自署が困難な場合、本人に代わり説明をうけたことを確認し同意のうえ署名を代行します。

署名代行者 氏名_____

続柄_____

注 施設利用契約における、施設使用の際の留意事項を含む。